

保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会 設立趣旨

関川水系では、平成 19 年 3 月に河川整備基本方針、平成 21 年 3 月に河川整備計画が策定され、流域の治水安全度向上のため、継続的に治水対策が講じられてきた。また、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮し、流域治水の観点も踏まえ、令和 5 年 3 月に河川整備基本方針が変更された。これを踏まえ河川整備計画についても、現在の目標治水安全度を維持したうえで、気候変動の影響を考慮した目標流量への引き上げを行うための変更に向けた手続きが進められているところであり、関川支川保倉川における抜本的治水対策として整備される「保倉川放水路」のルート等が変更原案の附図として令和 5 年 12 月に公表されたところである。

こうした中、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月末に実施された河川整備計画の変更原案に対する関係住民意見聴取では、令和 6 年 1 月の能登半島地震により関川で津波の遡上が確認されたことを受け、今後整備する保倉川放水路への津波遡上による被害への懸念の声や、保倉川放水路のルート周辺住民より生活再建の時期や今後の整備スケジュールの早期公表を求める声が多く寄せられた。

気候変動の影響が顕在化していることを踏まえ速やかに河川整備計画が変更されたうえで、今後、河川管理者である国で放水路の最終的な形状の検討を行い、国、県、市等の関係機関で放水路整備に伴う橋梁等の附帯施設等の最終的な形状の検討や新たな防災まちづくりの検討を連携して行っていくこととなる。

その際、放水路の最終的な形状や防災まちづくりへの流域関係住民の懸念等への対応策について、科学的・技術的・社会経済的な妥当性や、対応策が流域関係住民の懸念等に応えるものかどうかの観点で、関係分野の専門家・学識者等の意見を反映して、流域関係住民、河川管理者、関係機関全体として合意形成を図る役割を担うことを目的に、関川流域委員会規約第 5 条第 3 項に基づき、「保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会（仮称）（以下「検討部会」という）」を設立するものである。

検討部会では、治水対策（放水路の最終的な形状、周辺環境・景観と調和が図られた施設計画等）、まちづくり（放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築、都市施設の配置計画等）について、今後想定されるハザード（洪水、地震・津波等）情報を踏まえながら、これらハザードによる被害の最小化に向けた取組（避難の在り方、防災施設配置の在り方等）の検討を行い、流域関係住民、河川管理者、関係機関全体としての合意形成を図る役割を担うものである。